

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人水戸市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 10 条及び第 26 条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員及び役員)

第 2 条 この規程において、評議員及び役員とは、評議員及び理事並びに監事をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表に定める報酬を支給する。

2 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

(1) 常勤役員については、別表に定める報酬、通勤手当及び賞与を支給する。

(2) 勤務する日を規定する非常勤役員については、別表に定める報酬を支給する。

(3) 勤務する日を規定しない非常勤役員が、その職務のため、評議員会、理事会又は監査に出席したときは、別表に定める報酬を支給する。

(実費弁償)

第 4 条 勤務する日を規定する非常勤役員には、実費弁償として 1 回につき 2, 0 0 0 円を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、職員給与規程に定める支給日に準ずる。

2 勤務する日を規定する非常勤役員については、支給基準日の毎月 1 日に勤務する場合は、当該月 21 日に、支給基準日の翌日以後に就任した場合は、翌月 21 日に支給する。ただし、21 日が休日、土曜日又は日曜日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日前において、最も近い休日等以外の日に支給する。

3 前項前段にかかわらず、勤務する日を規定する非常勤役員の実費弁償支給については、月末締めにより翌月の 21 日に支給する。ただし、21 日が休日等に当たるときは、その日前において、最も近い休日等以外の日に支給する。

4 評議員及び勤務する日を規定しない非常勤役員については、月末締めにより翌月の 21 日に支給する。ただし、21 日が休日等に当たるときは、その日前において、最も近い休日等以外の日に支給する。

5 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

6 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(旅費)

第6条 評議員及び役員が公務により出張する場合には、職員旅費規程に準じて旅費を支給する。ただし、旅費を支給する場合は、第4条の実費弁償は行わない。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

1 この規程は、平成30年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人水戸市社会福祉協議会評議員及び役員の報酬等に関する規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年12月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年12月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年12月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

支給対象	区 分	金 額
常勤役員 (常務理事)	年額報酬	年額 6,000,000 円以内とし会長が別に定める額
	通勤手当	職員給与規程による
勤務する日を規定する非常勤役員 (会長)	月額報酬 毎月 1 日に勤務の場合	月 100,000 円
	日額報酬 基準日の翌日以後に就任した場合	1 日当たり 7,000 円
評議員及び勤務する日を規定しない非常勤役員	評議員会、理事会又は監査に出席した場合	1 回につき 7,000 円